

## 会 議 録

会議の名称	第3回大牟田市個人情報保護審議会
事務局	企画総務部総務課
開催日時	平成30年10月30日(水) 14時45分～15時45分
開催場所	大牟田市役所北別館4階 第1委員会室
公開・非公開	公開
非公開理由	
傍聴者数	0人
出席委員	道山 治延(会長) 竹本 安伸(副会長) 東 隆也 藤井 チヨ子 湯村 しおり
事務局職員職氏名	総務課 企画担当課長 古家 真弓 同 主査 山田 寿美子 同 担当 江崎 博史
会議次第	1 議事 保有個人情報等の取扱いについて(報告) 個人情報取扱事務の届出について(報告) 運用状況(平成30年4月から9月まで)について(報告)
会議の概要	1 議事 保有個人情報等の取扱いについて報告した。 個人情報取扱事務の届出について報告した。 運用状況(平成30年4月から9月まで)について報告した。

### 審 議 経 過

発言者	発言内容
会長	議事 保有個人情報等の取扱いの報告について、事務局から説明を。
事務局	(資料に基づき説明) なお、前回の審議会で委員から質問を受けていた件について回答したいがよいか。
会長	説明を。
事務局	公共施設マネジメント推進課が行うアンケートで、宛名抽出の対象者を「日本国籍を有する市民」としており、これはなぜかとの質問だった。公マネ課は、他課の同種文書の記載にその文言があったため引用して作成したが、特にその条件を付する必要はなかったとのことだった。総務課としては、今後は原則全市民を対象とする考え方に立ち、条件を付する必要性については個別のアンケートごとに検討して対応していくこととした。
会長	質問や意見はないか。
委員	4ページ水道料金等の件は、随時で年間約10件程度とあるが、1回申請すればいつまでも10件程度は適宜請求できるということか。
事務局	はい。4ページと5ページの各様式については、個人情報保護制度で定めている様式であるため、最初はこれを取り交わすこととしている。2回目以降は案件が発生したときに任意の書面で照会・回答をするようにしているが、本

委員 事務局	様式の取交しは初回のみとしている。 10件を超えたときは、再度様式を取り交わすのか。
委員	いいえ、第3号様式において「件数」という項目があるため、大まかな件数を記載するようにしているもの。
事務局	そうすると以後何年もこれを根拠に照会し続けることが可能となるわけで、他のものが限定されていることと取扱いが異なるように思う。この事案だけ期間の限定がないのは特別な事情があるのか。
委員	他のアンケートなどは、一定の期間を設けて終了する時期が想定できるものだが、この件については保護課の通常業務の中で行うものであり、いつ発生するかは分からない。発生したときは、必要性があって照会をするので回答をお願いするという形になっている。
会長	これを1年に1回などと区切ることもなく、平成30年度に1回申請したら永遠に照会できるというのはいかなものかと思う。
事務局	私もこの件は質問しようと思っていた。必要な業務なのに今まで実施しておらずこれから始めるのか。たぶん今までも照会していたのではないかな。それとも調査項目として新たなものが加わったということか。
委員	おそらく様式での整理ができていなかったのが今回整理したものと思われる。事務局としては最初に様式の取交しをするよう指導しているところである。
事務局	事情や世情が変わっても、平成30年度の申請をもとに何十年も利用できるということは、非常識ではないかと思う。何か期間を制限するような根拠はないのか。また、随時のものは他にもあるか。
会長	これまでも随時という形で初回のみ様式を取り交わして対応しているものは多数ある。全庁的に取扱いを変更し、今後1年に1回様式の取交しをさせるとなると、担当課が煩雑になったり混乱したりする懸念がある。センターとしては、法律や何らかの事情が変わっていないか随時注意しながら取扱いを行うよう指導に努める。
事務局	今回の申請に対する決定により保護課が調査業務を行うと、事後に外部提供報告書が提出されることになるのか。
委員	外部提供報告書は庁外に提供したときに提出するものであり、こちらは庁内での利用になるので報告書の提出はない。
事務局	2回目以降は書面でやり取りをするので、該当者について照会をし、回答を得たという旨の痕跡は残っていくということか。
会長	はい。
委員	他に質問や意見はないか。
事務局	2ページと3ページの件で、情報化推進室に宛名ラベルの印刷を依頼する場合は、別部署へデータを渡すという点での根拠条文はあるのか。
委員	庁内のデータは情報化推進室で一括管理しているので、新たに渡すわけではない。
事務局	管理しているところが印刷するというだけか。

事務局 会長	はい。 11 ページの利用目的のところだが、根拠法令だけしか記載されていないが、利用目的は捜査目的ということでよいか。
事務局 会長 委員全員	はい。 他に質問や意見はないか。 <なし>
会長	議事 個人情報取扱事務の届出の報告について、事務局から説明を。
事務局	(資料に基づき説明し、届出書及び一覧表を委員へ回覧。)
会長 会長	質問や意見はないか。 市長部局で新規6件、廃止6件というのは、廃止して新規にやり直したということか。
事務局	例えば、16 ページ下のところ「諸証明に関する事務」は、今までも行っていたと思うので、今までの届出を廃止したうえで新規の届出がされたという理解でよいか。
会長 事務局 会長	はい。マイナンバーを取り扱うようになったため、特定個人情報取扱事務届出書の様式で新たに届け出されたものがほとんどである。 改正条例はいつから施行されているか。 平成30年6月1日から施行している。 それに伴って今回の届出書が報告されたということですよいか。
事務局	はい。条例改正により収集制限に係る個人情報の項目は、収集するために何らかの根拠が必要になったので整理をしたものである。
会長 委員	他に質問や意見はないか。 15 ページの一覧で、収集制限の欄に から までの番号が記載されているが、今収集しているのかこれから収集するのか、どちらか。
事務局	これまでも収集しておりこれからも収集するものである。
委員	では、従来収集していたものを引続き から の項目に振り分けたということか。
事務局 委員	はい。 新規・変更・廃止の欄に「変更」と入っているものは、「収集制限」による変更と分けてあるということですよいか。
事務局	はい。「変更」と記載しているものについては、事務全般を見直したことによる変更であり、収集制限に係るものについては「変更」と記載しておらず、収集制限の欄に番号 から を記載している。
委員	例えば、33 ページの赤字箇所が今回の条例改正により変更した部分であり、そこに該当する 印が入っても変更届は不要としている。それ以外の黒字箇所に変更があった場合に変更届が提出されている。 赤字のところの変更はなくて、黒字のところを収集しなくなったとかいう場合に「変更届」が添付されているとい

事務局	うことか。
会長	はい。各課には、様式が変更したことにより新様式で届出をさせたので、今回に限り変更届の添付を不要とした。通常の内容変更については、変更届を提出させている。
事務局 会長 委員全員	から までの収集制限に係る個人情報の項目は多いような気がするが、総務省の法律に沿った項目になっているのか。
事務局 会長 委員全員	はい。 他に質問や意見はないか。 <なし>
会長	議事 運用状況（平成 30 年 4 月から 9 月まで）の報告について、事務局から説明を。
事務局 会長 委員 事務局 委員	（資料に基づき説明） 質問や意見はないか。 非開示の場合は黒塗りをするのか。 はい。
事務局	29 ページ NO.6 で、請求者は職務上請求書そのものを開示請求したということか。
委員 委員	職務上請求書があるかどうかは本人は分からないので、交付申請書という形で請求をされる。市民課で全部を調べた中に、職務上請求書が含まれていたもので開示したもの。了解。
事務局 委員 委員	それは、個人を特定してこの人の申請書を出してくれという請求か。 いいえ。本人が自分のものを求める請求である。 職務上請求者は、弁護士か。 自分の住民票などを誰かが請求していないか見たいという請求になるのか。
事務局 委員 会長 委員全員	はい。職務上請求書においては、印影を非開示とした。了解。 他に質問や意見はないか。 <なし>
会長	以上で審議会を終了する。